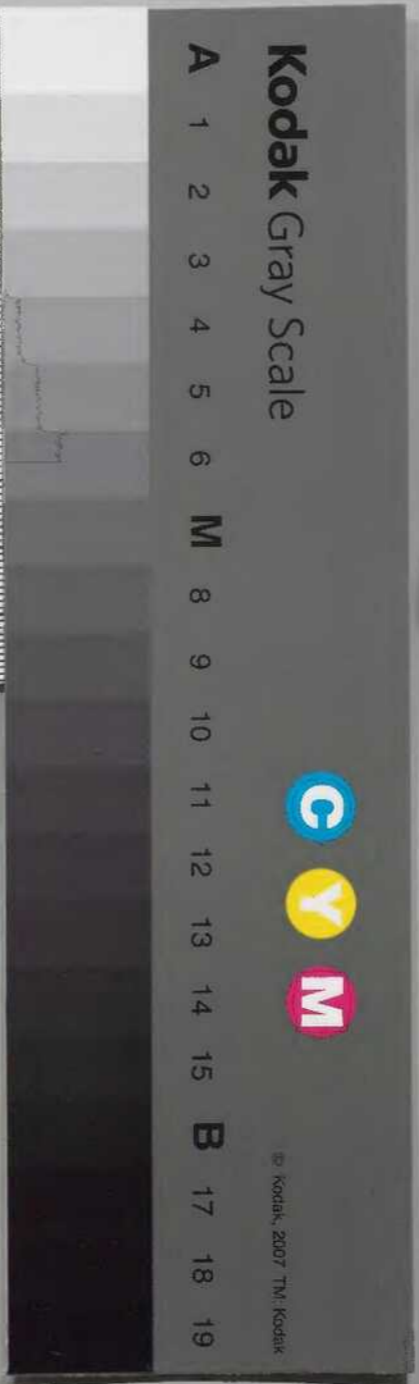
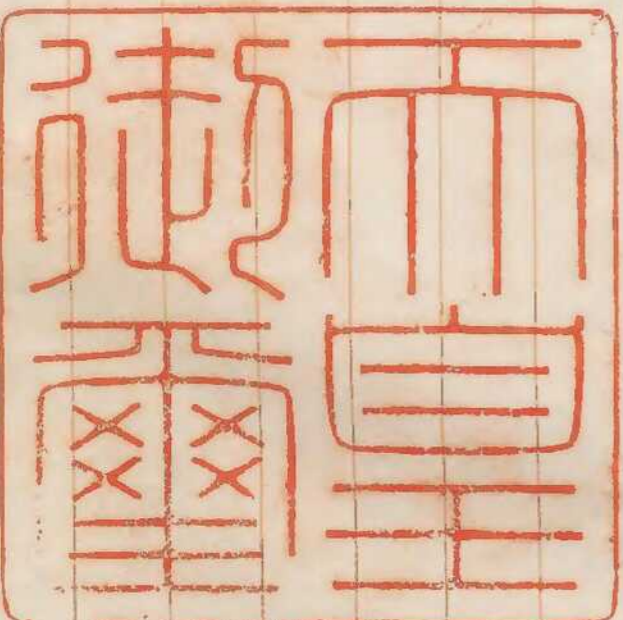


法律第六号

朕裁判所構成法ヲ裁可シ之ヲ公布セ
シム此ノ法律ハ明治二十三年十一月一日
ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

睦仁



明治二十三年二月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第六號

裁判所構成法目次

第一編 裁判所及檢事局

第一章 總則

第二章 區裁判所

第三章 地方裁判所

第四章 控訴院

第五章 大審院

第二編 裁判所及檢事局ノ官吏

第一章 判事又ハ檢事ニ任セラルハ

二 必要ナル準備及資格

第二章 判事

第三章 檢事

第四章 裁判所書記

第五章 執達吏

第六章 廷丁

第三編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第二章 裁判所ノ用語

第三章 裁判ノ評議及言渡

第四章 裁判所及檢事局ノ事務章程

第五章 司法年度及休暇

第六章 法律上ノ共助

第四編 司法行政ノ職務及監督權

裁判所構成法

第一編 裁判所及検事局

第一章 總則

第一條 左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス

第一 區裁判所

第二 地方裁判所

第三 控訴院

第四 大審院

第二條 通常裁判所ニ於テハ民事刑事

ヲ裁判スルモノトス但シ法律ヲ以テ

特別裁判所ノ管轄ニ屬セシメタルモ
ノハ此ノ限ニ在ラス

第三條 地方裁判所控訴院及大審院ヲ
合議裁判所トシ數人ノ判事ヲ以テ組
立テタル部ニ於テ總テノ事件ヲ審問
裁判ス但シ訴訟法又ハ特別法ニ別段
規定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 裁判所ノ設立廢止及管轄區域
并ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五條 各裁判所ニ相應ナル員數ノ判

事ヲ置ク

第六條 各裁判所ニ檢事局ヲ附置ス檢
事ハ刑事ニ付公訴ヲ起シ其ノ取扱上
必要ナル手續ヲ為シ法律ノ正當ナル
適用ヲ請求シ及判決ノ適當ニ執行セ
ラル、ヤヲ監視シ又民事ニ於テモ必
要ナリト認ムルトキハ通知ヲ求メ其
ノ意見ヲ述フルコトヲ得又裁判所ニ
屬シ若ハ之ニ關ル司法及行政事件ニ
付公益ノ代表者トシテ法律上其ノ職

權ニ屬スル監督事務ヲ行フ

檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其ノ事務ヲ行フ

檢事局ノ管轄區域ハ其ノ附置セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

若一人ノ檢事若ハ數人ノ檢事悉ク差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ裁判所長又ハ區裁判所ニ於テ判事若ハ監督判事ハ其ノ事件猶豫スヘカラサルニ於テハ判事ニ檢事

ノ代理ヲ命シ其ノ事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七條 檢事局ニ相應ナル員數ノ檢事ヲ置ク

第八條 各裁判所ニ書記課ヲ設ク書記課ハ往復會計記録其ノ他此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特定シタル事務ヲ取扱フ

裁判所ニ附置セラレタル檢事局ニ於テ前項ノ如キ事務ヲ取扱フ為必要ナ

リト認メタルトキニ限リ別ニ書記課
ヲ設クルコトヲ得但シ合議裁判所ノ
檢事局ニ限ル

司法大臣ハ裁判所ノ會計事務ヲ專任
スル為特別官吏ヲ裁判所ニ置クコト
ヲ得

第九條 區裁判所ニ執達吏ヲ置ク執達
吏ハ裁判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ
及裁判所ノ裁判ヲ執行ス
前項ノ外執達吏ハ此ノ法律又ハ他ノ

法律ニ定メタル特別ノ職務ヲ行フ

第十條 法律ヲ以テ特定シタルモノヲ
除ク外左ノ場合ニ於テ適當ノ申請ア
ルトキハ關係アル各裁判所ヲ併セテ
之ヲ管轄スル直近上級ノ裁判所ハ何
レノ裁判所ニ於テ本件ヲ裁判スルノ
權アルヤヲ裁判ス

第一 權限アル裁判所ニ於テ法律上
ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ裁判
權ヲ行フコトヲ得ス且此ノ法律第

十三條ニ依リ之ニ代ルヘキコトヲ定
メラレタル裁判所モ亦之ヲ行フコト
ヲ得サルトキ

第二 裁判所管轄區域ノ境界明確ナ
ラサルカ為其ノ權限ニ付疑ヲ生シ
タルトキ

第三 法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定
判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權
ヲ互有スルトキ

第四 二以上ノ裁判所權限ヲ有セス

トノ確定判決ヲ為シ又ハ權限ヲ有
セストノ確定判決ヲ受ケタルモ其
ノ裁判所ノ一ニ於テ裁判權ヲ行フ
ヘキトキ

第二章 區裁判所

第十一條 區裁判所ノ裁判權ハ單獨判
事之ヲ行フ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ
於テハ司法大臣ノ定メタル通則ニ從
ヒ其ノ裁判事務ヲ各判事ニ分配ス

此ノ事務分配ハ毎年地方裁判所長前
以テ之ヲ定ム

區裁判所判事ノ取扱ヒタル事ハ裁判事務
分配上其ノ事他ノ判事ニ屬シタリト
ノ事實ノミニ因リ其ノ効力ヲ失フコ
トナシ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ
於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判
事トシ之ニ其ノ行政事務ヲ委任ス

第十二條 事務分配一タヒ定マリタル

トキハ司法年度中ニ之ヲ變更セス但シ
一人ノ判事ノ分擔多キニ過キ又ハ判
事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因
リ久ク闕勤スル者アル等引續キ差支
ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 區裁判所ノ判事差支アルト
キハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メ
タル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監
督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事官
等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

一ノ區裁判所ニ於テ法律上ノ理由若
ハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ取扱フコ
トヲ得サルトキ之ニ代ルヘキ他ノ區
裁判所ハ前項ニ同ク毎年以前以テ之ヲ
定ム

第十四條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ
左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴
ニ關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ
依ル

第一 百圓ヲ超過セサル金額又ハ價

額百圓ヲ超過セサル物ニ關ル請求
第二 價額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ) 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或
ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ
修繕ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若
ハ所持品ヲ賃借人ノ差押ヘタル
コトニ關リ賃借人ト賃借人トノ
間ニ起リタル訴訟

(ロ) 不動産ノ經界ノミニ關ル訴訟

(ハ) 占有ノミニ關ル訴訟

(三) 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一
年以下ノ契約ニ關リ起リタル
訴訟

(ホ) 左ニ掲ケタル事項ニ付旅人ト
旅店若ハ飲食店ノ主人トノ間
ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ
間ニ起リタル訴訟

(二) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運
送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ
運送料

(三) 旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ
運送人ニ旅人ヨリ保護ノ為預
ケタル手荷物金錢又ハ有價
物

第十五條 區裁判所ハ非訟事件ニ付法
律ニ定メタル範圍及方法ニ從ヒ左ノ
事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

第一 未成年者瘋癲者白癡者失踪者
其ノ他法律若ハ判決ニ因リ治産ノ
禁ヲ受ケタル者ノ後見人若ハ管財

人ヲ監督スル事

第二 不動産及船舶ニ關ル權利關係
ヲ登記スル事

第三 商業登記及特許局ニ登録シタ
ル特許意匠及商標ノ登記ヲ為ス事

第十六條 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ
事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 違警罪

第二 本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加
シ若ハ附加セサル二月以下ノ禁錮

又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕
罪

第三 刑法第二編第一章ヲ除キ其ノ
他ノ輕罪ニシテ本刑二百圓以下ノ
罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二年
以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ノ
罰金ニ該リ其ノ情第二ニ揭ケタル
刑ヨリ更ニ重キ刑ニ處スルコトヲ
要セスト認メ地方裁判所若ハ其ノ
支部ノ檢事局ヨリ區裁判所ニ移付

シタルモノ

前項ノ手續ニ因リ訴追ヲ為シ犯罪
ノ證明アリタル場合ニ於テ判決ヲ
為ス前何時ニテモ其ノ情第二ニ掲
ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコト
ヲ得スト認ムルトキハ區裁判所ハ
之ヲ裁判スル權限ヲ有セストノ言
渡ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ檢事ハ
被告人ヲシテ相當ノ裁判所ニ於テ
裁判ヲ受ケシムル為適當ノ手續ヲ

為ス

第十七條 前數條ニ掲ケタルモノヲ除ク
外區裁判所ノ權限ハ此ノ章ニ掲ケタ
ル事件ニ關リ訴訟法又ハ特別法ノ定
ムル所ニ依ル

第十八條 各區裁判所ノ檢事局ニ檢事
ヲ置ク

區裁判所檢事局ノ檢事ノ事務ハ其ノ
地ノ警察官憲兵將校下士又ハ林務
官之ヲ取扱フコトヲ得

司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區
裁判所判事試補又ハ郡市町村ノ長
ヲシテ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得

第三章 地方裁判所

第十九條 地方裁判所ヲ第一審ノ合議
裁判所トス

各地方裁判所ニ一若ハ二以上ノ民事
部及刑事部ヲ設ク

第二十條 各地方裁判所ニ地方裁判所
長ヲ置ク

地方裁判所長ハ裁判所ノ一般ノ事務
ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク部長
ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第二十一條 司法大臣ハ毎年各地方裁
判所ノ判事一人若ハ二人以上ニ其ノ
裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事ノ豫審
ヲ為スコトヲ命ス

第二十二條 各地方裁判所ノ事務ハ司
法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ各部及

各豫審判事ニ之ヲ分配ス
各地方裁判所ノ各部長及部員ノ配置
及所長部長部員差支アルトキノ代理
モ亦毎年以前以テ之ヲ定ム
前二項ニ掲ケタル諸件ハ裁判所長部
長及部ノ上席判事一人ノ會議ニ於テ裁
判所長會長トナリ多數ヲ以テ之ヲ決
ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル
所ニ依ル
地方裁判所長ハ次年自ラ部長トナル

ヘキ部ヲ指定スヘシ

第二十三條 或ル部ニ於テ著手シタル
事務ニシテ司法年度ノ終若ハ休暇ノ
始ニ臨ミ未タ終結ニ至ラサルモノハ
裁判所長便利ト認ムルトキ同部員ヲ
シテ引續キ之ヲ結了セシムルコトヲ
得

豫審判事ノ取扱フ事務ニシテ未タ終
結ニ至ラサルモノモ亦前項ニ同シ

第二十四條 第二十二條ニ從ヒ事務ノ

分配及判事ノ配置一タヒ定マリタル
トキハ休暇中ヲ除キ一部ノ事務多キ
ニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ
他ノ事故ニ因リ久ク闕勤スル者アル
等引續キ差支アルニ非サレハ司法年
度中之ヲ變更セス
裁判所ノ事務其ノ現在ノ部ニ過多ナ
ル場合ニ於テ司法大臣適宜ト認ムル
トキハ新ニ一部又ハ數部ヲ設クルコ
トヲ得

第二十五條 地方裁判所ノ判事差支ノ
為或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同
裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ為シ得ヘ
キ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナ
リト認ムルトキハ裁判所長ハ其ノ管
轄区域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判
事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得
第二十六條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ
於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限又ハ第三十八條ニ
定メタル控訴院ノ權限ニ屬スルモ
ノヲ除キ其ノ他ノ請求

第二 第二審トシテ

- (イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
- (ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對ス
ル法律ニ定メタル抗告

第二十七條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ
於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限并ニ大審院ノ特別
權限ニ屬セサル刑事訴訟

第二 第二審トシテ

- (イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
- (ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル
法律ニ定メタル抗告

第二十八條 地方裁判所ハ破産事件ニ
付一般ノ裁判權ヲ有ス

第二十九條 地方裁判所ハ非訟事件ニ關
ル區裁判所ノ決定及命令ニ對シ法律

ニ定メタル抗告ニ付裁判權ヲ有ス

第三十條 地方裁判所ノ權限并ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第三十一條 司法大臣ハ地方裁判所ト其ノ管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若ハ交通不便ナルカ為至當ト認ムルトキハ地方裁判所ニ屬スル民事及刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ為一若ハ

二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム支部ニハ之ヲ設置シタル區裁判所若ハ近隣ノ區裁判所ノ判事ヲ用ヰルコトヲ得此ノ場合ニ於テ判事ヲ選用スルノ權ハ司法大臣ニ屬ス
司法大臣ハ支部ニ勤ムヘキ豫審判事及檢事ヲ命ス
司法大臣ハ支部ノ本部タル地方裁判所ノ管轄區域内ノ區裁判所判事ニ豫

審判事ヲ命スルコトヲ得
代理ニ關ル第二十五條ハ支部ニモ亦
之ヲ適用ス

第三十二條 地方裁判所ニ於テ訴訟法
ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事
件ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テタル部
ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ三人ノ判
事申一人ヲ裁判長トス且豫備判事ハ
如何ナル事情アルモ二人以上其ノ部
ニ列席スルコトヲ得ス其ノ他ノ事件

ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ從
ヒ判事之ヲ取扱フ

第三十三條 各地方裁判所ノ檢事局ニ
檢事正ヲ置ク檢事正ハ檢事局ノ事務
取扱ヲ分配指揮及監督ス但シ檢事局
ノ其ノ他ノ檢事ハ事務取扱ニ付何等
ノ事件ニ拘ラス特別ノ許可ヲ受ケス
シテ檢事正ヲ代理スルノ權ヲ有ス

第四章 控訴院

第三十四條 控訴院ヲ第二審ノ合議裁

判所トス

各控訴院ニ一若ハ二以上ノ民事部及
刑事部ヲ設ク

第三十五條 各控訴院ニ控訴院長ヲ置
ク

控訴院長ハ控訴院ノ一般ノ事務ヲ指
揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部
ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第三十六條 事務ノ分配及結了并ニ判

事ノ代理ニ付テハ第二十二條第二十
三條及第二十五條ヲ左ノ變更ヲ以テ
控訴院ニ適用ス

第一 前項ニ掲ケタル各條ヲ以テ地方
裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長
ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

第二 控訴院ノ判事差支ノ為或ル事
件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判
事中其ノ代理ヲ為シ得ヘキ者ナキ
場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認

ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出
スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其ノ控訴
院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ
其ノ裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ為
サシムルコトヲ得但シ豫備判事ヲ
用井ルコトヲ得ス

第三十七條 控訴院ハ左ノ事項ニ付裁
判權ヲ有ス

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對ス
ル控訴

第二 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
ニ付為シタル地方裁判所ノ判決ニ
對スル上告

第三 地方裁判所ノ決定及命令ニ對
スル法律ニ定メタル抗告

第三十八條 皇族ニ對スル民事訴訟ニ
付第一審及第二審ノ裁判權ハ東京控
訴院ニ屬ス但シ第一審ノ訴訟手續ニ
付テハ地方裁判所ノ第一審手續ヲ適
用ス

第三十九條 控訴院ノ權限并ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第四十條 控訴院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ五人ノ判事中一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第四十一條 第三十八條ノ場合ニ於テ第一審ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判シ第二審ハ特ニ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判ス其ノ五人又ハ七人ノ判事中一人ヲ裁判長トス

第四十二條 各控訴院ノ檢事局ニ檢事長ヲ置ク
檢事長并ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第五章 大審院

第四十三條 大審院ヲ最高裁判所トス
大審院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑
事部ヲ設ク

第四十四條 大審院ニ大審院長ヲ置ク
大審院長ハ大審院ノ一般ノ事務ヲ指
揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス
大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部
ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム
第四十五條 大審院ノ事務ノ分配并ニ

代理ノ順序ハ毎年部長ト協議シ大審
院長前以テ之ヲ定ム
大審院長ハ次年自ラ上席セントスル
部ヲ指定スヘシ
大審院ノ判事差支ノ為或ル事件ヲ取
扱フコトヲ得ス且同院ノ判事中其ノ
代理ヲ為シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ
其ノ事件緊急ナリト認めルトキハ之ヲ
代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ大審院
長ヨリ其ノ所在地ノ控訴院長ニ通知

シ其ノ控訴院ノ判事ヲシテ代理ヲ為
サシムルコトヲ得

第四十六條 大審院長ハ何時ニテモ部
長若ハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部
ニ轉セシムルコトヲ得

第四十七條 大審院ニ於テ一タヒ定マ
リタル部ノ組立ヲ變更シタルトキハ
現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第二十三
條ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ

第二十四條ヲ適用ス

第四十八條 大審院ニ於テ裁判ヲ為ス
ニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見
ハ其ノ訴訟一切ノ事ニ付下級裁判所
ヲ羈束ス

第四十九條 大審院ノ或ル部ニ於テ上
告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ
付曾テ一若ハ二以上ノ部ニ於テ為シ
タル判決ト相反スル意見アルトキハ
其ノ部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審

院長ハ其ノ報告ニ因リ事件ノ性質ニ
從ヒ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部又ハ
民事及刑事ノ總部ヲ聯合シテ之ヲ再
ヒ審問シ及裁判スルコトヲ命ス
第五十條 大審院ハ左ノ事項ニ付裁判
權ヲ有ス

第一 終審トシテ

(イ) 第三十七條第二ニ依リ爲シタ
ル判決及第三十八條ノ第一審
ノ判決ニ非サル控訴院ノ判決

ニ對スル上告

(ロ) 控訴院ノ決定及命令ニ對スル
法律ニ定メタル抗告

第二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第二編第一章及第二章ニ掲ケ
タル重罪并ニ皇族ノ犯シタル罪ニ
シテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘ
キモノ、豫審及裁判

第五十一條 前條第二ニ掲ケタル事件

ニ付大審院ハ必要ナリト認ムルトキ

ハ事件ノ審問裁判ヲ為ス爲控訴院若
ハ地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコト
ヲ得
此ノ場合ニ於テハ控訴院判事ヲ以テ
部員ニ加フルコトヲ得但シ其ノ半數
ニ滿ツルコトヲ得ス

第五十二條 大審院ノ權限并ニ其ノ裁
判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ
法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特
別法ノ定ムル所ニ依ル

第五十三條 大審院ニ於テ訴訟法ニ依
リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ
七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於
テ之ヲ審問裁判ス其ノ七人ノ判事中
一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴
訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱
フ

第五十四條 第四十九條ニ定メタル場
合ニ於テハ聯合部ノ判事少クトモ三
分ノ二列席スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部聯合スルトキ又ハ民事及刑事ノ總部聯合スルトキハ總部ノ判事
中官等最モ高キ者ヲ部長ト為ス大審
院長ハ至當ナリト認ムルトキハ自ラ
總部ニ長タルノ權ヲ有ス

第五十五條 大審院長ハ第五十條ニ依
リ大審院ニ於テ第一審ニシテ終審ヲ
為スヘキ各別ノ場合ニ付大審院ノ判
事ニ豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ各裁

裁所判事ヲシテ豫審ヲ為サシムルコ
トヲ得

第五十六條 大審院ノ檢事局ニ檢事總
長ヲ置ク
檢事總長并ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ
付テハ第三十三條ヲ適用ス

第二編 裁判所及檢事局ノ官吏

第一章 判事又ハ檢事ニ任セララル、ニ必要

ナル準備及資格

第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラル
、ニハ第六十五條ニ掲ケタル場合ヲ
除キ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要
ス

第五十八條 志願者前條ノ競争試験ヲ
受ケ得ルニ必要ナル資格并ニ此ノ試
驗ニ關ル細則ハ判事檢事登用試験規
則中ニ司法大臣之ヲ定ム
第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回
試験ヲ受クルノ前試験補トシテ裁判所

及檢事局ニ於テ三年間實地修習ヲ為
スコトヲ要ス

前項ノ修習ニ關ル細則モ亦試験規則
中ニ之ヲ定ム

第五十九條 司法大臣ハ試験ノ行狀罷
免スルニ足レリト認ムルトキハ何時
ニテモ之ヲ罷免スルコトヲ得此ノ罷
免ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ
定ム

第六十條 一年以上修習ヲ爲シタル試

補ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ
命アルトキ區裁判所ニ於テ或ル司法
事務ヲ取扱フコトヲ得
豫審判事及地方裁判所ノ受命判事モ
亦其ノ附屬ノ試補ヲシテ自己ニ代リ
或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得
第六十一條 試補ハ如何ナル場合ニ於
テモ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス
第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラ
ス裁判ヲ為ス事

第二 證據ヲ調ヒ事但シ前條第二
項ノ場合ヲ除
第三 登記ヲ爲
第六十二條 第一 試驗ニ及第
シタル試補ハ判事ニ任セラ
ルコトヲ得
第六十三條 新任ノ判事ハ
檢事ハ關
位アルトキ之ヲ區裁判所
ハ地方裁
判所ノ判事又ハ區裁判所若ハ地方裁
判所ノ檢事局ノ檢事ニ補ス



補ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ
命アルトキ區裁判所於テ或ル司法
事務ヲ取扱フコト
豫審判事及地方裁判所ノ受命判事モ
亦其ノ附屬ノ試補シテ自己ニ代リ
或ル事務ヲ取扱ムルコトヲ得
第六十一條 試
テモ左ノ事忍
第一 訴訟事
ス裁判ヲ為
ノ權ヲ有セス
訟事件トニ拘ラ



第二 證據ヲ調フル事但シ前條第二
項ノ場合ヲ除ク
第三 登記ヲ為ス事
第六十二條 第二回ノ競争試験ニ及第
シタル試補ハ判事又ハ檢事ニ任セラ
ル、コトヲ得
第六十三條 新任ノ判事又ハ檢事ハ關
位アルトキ之ヲ區裁判所若ハ地方裁
判所ノ判事又ハ區裁判所若ハ地方裁
判所ノ檢事局ノ檢事ニ補ス

司法大臣ハ闕位アルマテ新任ノ判事
又ハ檢事ニ豫備判事又ハ豫備檢事ト
シテ勤務スルコトヲ命シ之ヲ司法省
又ハ區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其
ノ裁判所ノ檢事局ニ用ウ

第六十四條 區裁判所又ハ地方裁判所
又ハ其ノ檢事局ニ用井ラレタル豫備
判事又ハ豫備檢事ハ判事又ハ檢事差
支アリテ職務ニ従事スルコトヲ得ス
且通常代理ノ規程ニ依リ難キコトア

ルトキハ第三十二條ノ制限ニ從ヒ司
法大臣ハ之ニ其ノ判事又ハ檢事ヲ代
理セシムルコトヲ得

司法大臣ハ區裁判所又ハ地方裁判所
ノ判事又ハ其ノ檢事局ノ檢事ニ一時
闕位アル間ハ此ノ法律ノ範圍内ニ於
テ豫備判事又ハ豫備檢事ヲ以テ之ヲ
充タスコトヲ得

第六十五條 三年以上帝國大學法科教
授若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケ

タル試験ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ
任セララル、コトヲ得

帝國大學法科卒業生ハ第一回試験ヲ
經スシテ試補ヲ命セララル、コトヲ得

第六十六條 左ニ掲ケタル者ハ判事又
ハ檢事ニ任セララル、コトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯
ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニ在
ラス

第二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタ

ル者

第三 身代限ノ處分ヲ受テ負債ノ義務
ヲ免レサル者

第二章 判事

第六十七條 判事ハ勅任又ハ奏任トシ
其ノ任官ヲ終身トス

第六十八條 大審院長勅任判事ノ中ヨ
リ天皇之ヲ補シ各控訴院長及大審院
ノ部長司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判
事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ判事ノ

職ハ司法大臣之ヲ補ス

第六十九條 五年以上判事タル者又ハ
五年以上檢事帝國大學法科教授若ハ
辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ
非サレハ控訴院判事ニ補セラル、コ
トヲ得ス

第七十條 十年以上判事タル者又ハ十
年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯
護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非
サレハ大審院判事ニ補セラル、コト

ヲ得ス

第七十一條 第六十九條及第七十條ニ
掲ケタル年限ヲ算フルニハ補職ノ時
マテ各其ノ條ニ列記シタル職務ノ一
ノミニ引續キ従事シタルコトヲ必要
トセス

第七十二條 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ
為スコトヲ得ス

第一 公然政事ニ關係スル事

第二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員ト

ナリ又ハ府縣郡市町村ノ議會ノ議員
トナル事

第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目
的トスル公務ニ就ク事

第四 商業ヲ營ミ又ハ其ノ他行政上
ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ム
事

第七十三條 第七十四條及第七十五條
ノ場合ヲ除ク外判事ハ刑法ノ宣告又
ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ

意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減
俸セララル、コトナシ但シ豫備判事々
ルトキ及補闕ノ必要ナル場合ニ於テ
轉所ヲ命セララル、ハ此ノ限ニ在ラス
前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若
ハ其ノ間ニ於テ法律ノ許ス停職ニ關
係アルコトナシ

第七十四條 判事身體若ハ精神ノ衰弱
ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至
リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ

大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第七十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

第七十六條 判事ノ官等俸給及進級ニ關ル規程ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十七條 判事ハ退職シタルトキハ

恩給法ニ依リ恩給ヲ受ク

第七十八條 判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ刑事訴追ヲ始メタルカ故ニ停職シタルニ拘ラス引續キ之ヲ給ス

第三章 檢事

第七十九條 檢事ハ勅任又ハ奏任トス第七十六條及第七十七條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

檢事總長及檢事長ノ職ハ司法大臣ノ

上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補
ス其ノ他ノ檢事ノ職ハ司法大臣之ヲ
補ス

第八十條 檢事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒
ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反
シテ之ヲ免職スルコトナシ

第八十一條 檢事ハ如何ナル方法ヲ以
テスルモ判事ノ裁判事務ニ干涉シ又
ハ裁判事務ヲ取扱フコトヲ得ス

第八十二條 檢事ハ其ノ上官ノ命令ニ

從フ

第八十三條 檢事總長檢事長及檢事正
ハ其ノ各管轄區域内ノ裁判所ノ檢事
ノ職務ノ範圍内ニ在ル事務ヲ自ラ取
扱フノ權ヲ有ス

檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ管轄
區域内ニ於テ或ル檢事ノ取扱フヘキ
事務ヲ他ノ檢事ニ移スノ權ヲ有ス

第八十四條 司法警察官ハ檢事ノ職務
上其ノ檢事局管轄區域内ニ於テ發シ

タル命令及其ノ檢事ノ上官ノ發シタル命令ニ從フ

司法省又ハ檢事局及内務省又ハ地方官廳ハ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ勤務シ前項ノ命令ヲ受ケ及之ヲ執行スル者ヲ定ム

第四章 裁判所書記

第八十五條 裁判所ニ第八條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

區裁判所ノ各判事及合議裁判所ノ各部ノ為少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第八十六條 地方裁判所ノ書記課ニ監督書記ヲ置ク控訴院及大審院ノ書記課ニ書記長ヲ置ク

區裁判所及檢事局ノ書記課ニ二人以上ノ書記ヲ置キタルトキハ其ノ一人ヲ監督書記トス

監督書記及書記長ハ各其ノ上官ノ命令ニ服從シテ書記課ノ事務ヲ指揮監

督ス

第八十七條 書記其ノ職務ノ範圍内ニ於テ取扱ヒタル事ハ既ニ定マリタル事務分配上其ノ事他ノ書記ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其ノ効力ヲ失フコトナシ

第八十八條 書記ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス

書記長ハ奏任トス
書記長ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十九條 書記ニ任セララル、ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ試験ヲ經ルコトヲ要ス

志願者前項ノ試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格并ニ此ノ試験及試験ヲ經タル後為スヘキ修習ニ關ル細則ハ裁判所書記登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十條 書記ニ任セラレタル者闕位ナキ間ハ豫備書記ニ補ス

豫備書記ハ書記トシテ臨時勤務ヲ命
セラル、コトヲ得

第九十一條 書記ハ其ノ上官ノ命令ニ
從フ

裁判所ノ開廷ニ於テハ裁判長ノ命令
ニ從ヒ又判事一人ナルトキハ其ノ判
事ノ命令ニ從フ

書記ハ檢事局ニ勤務スルトキ又ハ特
別ノ事務ニ付判事若ハ檢事ニ附屬シ
タルトキモ亦其ノ檢事局又ハ判事若

ハ檢事ノ命令ニ從フ

前二項ノ命令ニシテ口述ノ書取ニ關
ルカ又ハ書類記録ノ調製若ハ變更ニ
關ル場合ニ於テ其ノ調製若ハ變更ヲ
正當ナラスト認ムルトキ書記ハ自己
ノ意見ヲ記シテ之ニ添フルコトヲ得
前四項ニ掲ケタルモノヲ除ク外書記
ノ職務及其ノ事務取扱方法ハ書記ニ
關ル規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十二條 合議裁判所長又ハ區裁判

所ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所ニ於テ修習中ノ試補ニ書記ノ事務ヲ臨時取扱ハシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ職務上署名ヲ要スルトキハ特別ノ許可ヲ得テ署名スル旨ヲ記ス

第九十三條 豫備書記ハ事務ノ取扱ニ於テハ書記ニ同シ但シ書記規則中ニ制限ヲ設ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五章 執達吏

第九十四條 各區裁判所ニ第九條ニ從ヒ相應ナル員數ノ執達吏ヲ置ク

第九十五條 執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ控訴院長ニ其ノ管轄区域内ノ裁判所ノ執達吏ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スルコトヲ得
執達吏ニ任セラル、ニ必要ナル資格并ニ試験ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ

定ム

第九十六條 執達吏ハ手数料ヲ受ク其ノ手数料一定ノ額ニ達セサルトキ補助金ヲ受ク

第九十七條 執達吏ハ其ノ所屬區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所管轄区域内ノ何レノ場所ニ於テモ其ノ職務ヲ行フ

第九十八條 裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ執達吏ヲ以

テ之ヲ送達ス但シ書記ヨリ直接ニ若ハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ノ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

執達吏ハ刑事ニ付警察官ヲ以テ執行ヲ爲サ、ル場合ニ限リ裁判所ノ裁判ヲ執行ス

前二項ニ掲ケタルモノヲ除ク外執達吏ノ權限ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第九十九條 執達吏ハ其ノ職務ヲ違實

ニ行フ為保證金ヲ出スコトヲ要ス
執達吏ノ職務細則并ニ保證金ニ關ル
規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百條 執達吏ハ其ノ所屬裁判所ノ上
官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ裁判所
ヲ管轄スル地方裁判所ノ上官ノ命ヲ
受ケタル書記及其ノ書記ノ上官ノ命
令ニ從フ

第六章 廷丁

第百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方

裁判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ
於テハ地方裁判所長之ヲ雇ヒ及其ノ
雇ヲ解ク

第百二條 廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及
司法大臣ノ發シタル一般ノ規則中ニ
定メタル事務ヲ取扱ハシム
區裁判所ハ執達吏ヲ用井ルコト能ハ
サルトキハ其ノ裁判所所在地ニ於テ
書類ヲ送達スル為廷丁ヲ用井ルコト
ヲ得

第三編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第百三條 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於

テ之ヲ為ス

司法大臣ニ於テ事情ニ因リ必要ナリ
ト認ムルトキハ區裁判所ヲシテ其ノ
管轄區域内ノ一定ノ場所ニ於テ職務
ヲ行ハシムルコトヲ得

第百四條 訴訟審問ノ上席及指揮ハ合

議裁判所ニ於テハ開廷ヲ為シタル裁
判長ニ屬シ區裁判所ニ於テハ開廷ヲ
為シタル判事ニ屬ス

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニテ
執務スル判事ニモ亦屬ス

第百五條 裁判所ニ於テ對審ノ公開ヲ
停ムルノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ
決議ハ其ノ理由ト共ニ公衆ヲ退カシ
ムル前之ヲ言渡ス此ノ場合ニ於テ裁
判所ノ判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆

ヲ入廷セシムヘシ

第百六條 裁判長ハ公開ヲ停メタルト
キモ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當
ト認ムル者ヲ入廷セシムルノ權ヲ有
ス

第百七條 裁判長ハ婦女兒童及相當ナ
ル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退カ
シムルコトヲ得其ノ理由ハ之ヲ訴訟
ノ記録ニ記入ス

第百八條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長

ニ屬ス

第百九條 裁判長ハ審問ヲ妨クル者又
ハ不當ノ行狀ヲ為ス者ヲ法廷ヨリ退
カシムルノ權ヲ有ス

前項ニ掲ケタル違犯者ノ行狀ニ因リ
之ヲ勾引シ閉廷ノトキマテ之ヲ勾留
スルノ必要アリト認ムルトキ裁判長
ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス閉廷ノト
キ裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命シ
又ハ五圓以下ノ罰金若ハ五日以内ノ

勾留ニ處スルコトヲ得

此ノ處罰ニ對シテハ上告ヲ許シ控訴
ヲ許サス且其ノ所為ノ輕罪若ハ重罪
ニ諛ルヘキモノナルトキハ之ニ對シ
テ刑事事訴追ヲ為スコトヲ得

第一百十條 前條ノ規程ハ左ノ變更ヲ以
テ當事者證人及鑑定人ニモ亦之ヲ適
用ス

第一 裁判所ハ閉廷ヲ待タスシテ本
條ノ違犯者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

第二 違犯者原告ナルトキハ裁判所

ハ處罰ノ上仍本人宥恕ヲ請フカ又
ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ謝スル
マテ其ノ審問ヲ中止スルコトヲ得

第一百十一條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用

井ル辯護士ニ對シ同事件ニ付引續キ
陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコ
トヲ得其ノ禁止ハ此ノ行狀ニ付懲戒
上ノ訴追ヲ為スコトヲ妨ケス

第一百十二條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維

持スル為第百九條第百十條及第百十
一條ヲ以テ與ヘタル權ハ豫審判事又
ハ受命判事又ハ法律ニ從ヒ其ノ職務
ヲ行フ試補モ亦之ヲ行フコトヲ得
此ノ場合ニ於テノ異議ハ二十四時以
内ニ其ノ判事又ハ試補ニ之ヲ申出ル
コトヲ得

豫審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補
ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ
判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若ハ刑

事支部ニ於テ前項ノ異議ヲ裁判ス受
命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ
命令ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ判
事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判
ス

第百十三條 第百九條第百十條第百十
一條及第百十二條ヲ以テ與ヘタル權
ヲ行ヒタルトキハ訴訟ノ記録ニ之ヲ
記入シ及其ノ理由ヲ記ス
前項ノ場合ニ於テ其ノ所為ノ重罪若

ハ輕罪ニ該ルヘキモノナルカ又ハ懲
戒上罰スヘキモノナルトキハ詳細ニ
之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ
處分スルノ權アル官廳ニ報告ヲ為ス
第百十四條 判事檢事及裁判所書記ハ
公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服
ヲ著ス

前項ノ開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士
モ亦一定ノ職服ヲ著スルコトヲ要ス

第二章 裁判所ノ用語

第百十五條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ
用フ

當事者證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ
通セサル者アルトキハ訴訟法又ハ特
別法ニ通事ヲ用井ルコトヲ要スル場
合ニ於テ之ヲ用フ

第百十六條 通事ノ任命及使用并ニ訴
訟手續上其ノ行フヘキ職務ニ關ル規
則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百十七條 通事ノ得難キ場合ニ於テ

書記其ノ言語ニ通スルトキハ裁判長
ノ承諾ヲ得テ通事ニ用井ラル、コト
ヲ得

第百十八條 外國人ノ當事者タル訴訟
ニ關係ヲ有スル者及其ノ訴訟ノ審問
ニ參與スル官吏ノ或ル外國語ニ通ス
ル場合ニ於テ裁判長便利ト認ムルト
キハ其ノ外國語ヲ以テ口頭審問ヲ為
スコトヲ得但シ其ノ審問ノ公正記録
ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章 裁判ノ評議及言渡

第百十九條 合議裁判所ノ裁判ハ此ノ
法律ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及
之ヲ言渡ス

第百二十條 四日以上引續クヘキ見込
アル刑事ノ審問ニ於テ裁判所長ハ補
充判事一人ヲ命シ之ニ立會ハシムル
コトヲ得此ノ補充判事ハ其ノ審問中
或ル判事ノ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ
引續キ參與スルコトヲ得サル場合ニ

於テ之ニ代リ審問及裁判ヲ完結スル
ノ權ヲ有ス

第百二十一條 判事ノ評議ハ之ヲ公行
セス但シ豫備判事及試補ノ傍聽ヲ許
スコトヲ得

判事ノ評議ハ其ノ裁判長之ヲ開キ且
之ヲ整理ス其ノ評議ノ顛末并ニ各判
事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ秘
密ヲ守ルコトヲ要ス

第百二十二條 評議ノ際各判事意見ヲ

述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ
始トシ裁判長ヲ終トス官等同キトキ
ハ年少ノ者ヲ始トシ受命ノ事件ニ付
テハ受命判事ヲ始トス

第百二十三條 裁判ハ過半数ノ意見ニ
依ル

金額ニ付判事ノ意見三説以上ニ分レ
其ノ説各過半数ニ至ラサルトキハ過
半数ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順
次寡額ニ合算ス

刑事ニ付其ノ意見三説以上ニ分レ各
過半数ニ至ラサルトキハ過半数ニ至
ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順
次利益ナル意見ニ合算ス

第二百二十四條 判事ハ裁判スヘキ問題
ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ム
コトヲ得ス

第四章 裁判所及検事局ノ事務
章程

第二百二十五條 裁判所及検事局ノ標準

ト爲スヘキ規則ハ司法大臣之ヲ定ム
控訴院長及検事長ハ前項ノ規則ニ依
リ各自管轄区域内ノ裁判所及検事局
ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱ニ關リ成
ルヘク統一ヲ旨トシ殊ニ裁判所及檢
事局ノ開廳時間及開廷ノ時日ニ付訓
令ヲ發ス
大審院ハ自ラ其ノ事務章程ヲ定ム但
シ之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ
受ク

第五章 司法年度及休暇

第二百二十六條 司法年度ハ一月一日ニ
始マリ十二月三十一日ニ終ハル

第二百二十七條 裁判所ノ休暇ハ七月十
一日ニ始マリ九月十日ニ終ハル

第二百二十八條 休暇中ハ左ノ事件ノ外
既ニ著手シタル民事訴訟ヲ中止ス且
新ナル訴訟ニ著手セス

第一 為替手形若ハ約束手形其ノ他
ノ流通證書ニ關ル請求

第二 船舶又ハ運送賃又ハ積荷ニ對
スル請求

第三 財産差押事件

第四 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或
ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ修
繕ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所
持品ヲ賃借人ノ差押ヘタルコトニ
關リ賃借人ト賃借人トノ間ニ起リ
タル訴訟

第五 養料ノ請求

第六 保證ヲ出サシムルノ請求

第七 取掛リタル建築ノ繼續ニ關ル事件

第八 前數項ニ掲ケタルモノヲ除ク外區裁判所ノ判事ニ於テ又ハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ休暇部若ハ休暇部長ニ於テ直ニ著手スヘキ緊急ノモノト認メタル請求若ハ事件

第二百二十九條 休暇中ニ拘ラス刑事訴

訟非訟事件判決執行破産事件并ニ民事訴訟法ニ依リ略式ヲ以テ取扱フコトヲ得ヘキ訴訟ハ之ヲ停止スルコトナシ

第三百三十條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ為休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク
休暇部ノ組立ハ休暇ノ始マル前裁判所長之ヲ定ム第二十三條ハ此ノ部ニモ亦之ヲ適用ス

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所
ノ休暇事務取扱方法ハ監督判事之ヲ
定ム

第六章 法律上ノ共助

第一百三十一條 裁判所ハ訴訟法又ハ特
別法ノ定ムル所ニ依リ互ニ法律上ノ
補助ヲ為ス
法律上ノ補助ハ別ニ法律ニ定メタル
場合ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ
地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ為ス

第一百三十二條 檢事局モ亦各自ノ管轄
區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互
ニ法律上ノ補助ヲ為ス

第一百三十三條 裁判所書記課モ亦其ノ
權内ノ事件又ハ其ノ配下ノ執達吏ノ
權内ノ事件ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ
為ス

第四編 司法行政ノ職務及監督權

第一百三十四條 合議裁判所長區裁判所

ノ判事若ハ監督判事檢事總長檢事長
檢事正ハ司法大臣ノ由テ以テ司法行
政ノ職務ヲ行フノ官吏トス

第一百三十五條 司法行政監督權ノ施行
ハ左ノ規定ニ依ル

第一 司法大臣ハ各裁判所及各檢事
局ヲ監督ス

第二 大審院長ハ大審院ヲ監督ス

第三 控訴院長ハ其ノ控訴院及其ノ
管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス

第四 地方裁判所長ハ其ノ裁判所若
ハ其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區
裁判所ヲ監督ス

第五 區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監
督判事ハ其ノ裁判所所屬ノ書記及
執達吏ヲ監督ス

第六 檢事總長ハ其ノ檢事局及下級
檢事局ヲ監督ス

第七 檢事長ハ其ノ檢事局及其ノ局
ノ附置セラレタル控訴院管轄區域

内ノ檢事局ヲ監督ス

第八 檢事正ハ其ノ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄区域内ノ檢事局ヲ監督ス

第一百三十六條 前條ニ掲ケタル監督權

ハ左ノ事項ヲ包含ス

第一 官吏不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付其ノ注意ヲ促シ并ニ適當ニ其ノ事務ヲ取扱フコトヲ之ニ訓令スル事

第二 官吏ノ職務上ト否トニ拘ラス

其ノ地位ニ不相應ナル行狀ニ付之ニ諭告スル事

但シ此ノ諭告ヲ為ス前其ノ官吏ヲシテ辯明ヲ為スコトヲ得セシムヘシ

第一百三十七條 第十八條及第八十四條

ニ掲ケタル官吏ハ第三百三十五條ニ依リ行フヘキ監督ヲ受クルノ官吏中ニ之ヲ包含ス

第三百三十八條 裁判所若ハ檢事局ノ官吏ニシテ適當ニ其ノ職務ヲ行ハサル者又ハ其ノ行狀其ノ地位ニ不相應ナル者ニ付第三百三十六條ヲ適用スルコト能ハサルトキハ懲戒法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三百三十九條 前數條ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ハ判事若ハ檢事其ノ官吏タルノ資格又ハ其ノ他ノ資格ヲ以テ為シタル事ニ對シテ起リタ

ル請求ニ付其ノ請求ヲ満足セシムル為之ヲ執行スルコトヲ得ス

第四百十條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル抗告殊ニ或ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滞若ハ拒絶ニ對スル抗告ハ此ノ編ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ニ依リ之ヲ處分ス

第四百十一條 裁判所及檢事局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若ハ檢事ノ要求アルトキハ法律上ノ事項又ハ司

法行政ニ關ル事項ニ付意見ヲ述フ
第四百十二條 司法官廳ニ對シテ起リ
タル民事ノ訴訟ニ於テハ其ノ訴訟ヲ
受ケタル裁判所ノ檢事局ハ司法官廳
ヲ代表ス

第四百十三條 此ノ編ニ掲ケタル前各
條ノ規程ハ裁判上執務スル判事ノ裁
判權ニ影響ヲ及ホシ又ハ之ヲ制限ス
ルコトナシ

附則

第四百十四條 此ノ法律ノ施行ニ關ル
規程并ニ從來ノ法律ニシテ此ノ法律
ニ抵觸スト雖モ當分ノ内仍ホ効力ヲ
有セシムルモノハ別ニ法律ヲ以テ
之ヲ定ム

